



様式第4号(第5条関係)

許 可 証

住 所 南あわじ市福良丙253番地

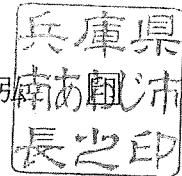
氏 名 鳥取興業株式会社

代表取締役 鳥取 あい

令和2年2月20日付けで申請のあったことについて、南あわじ市廃棄物処理及び清掃に関する条例第15条第2項の規定により、次のとおり許可する。

令和2年4月1日

南あわじ市長 守本 憲弘



許 可 番 号	南あ廃収運第2-16号
許 可 業 種	一般廃棄物収集運搬業 (事業系及び家庭系)
事務所の所在地	南あわじ市福良丙253番地
事務所の名称	鳥取興業株式会社
許可の有効期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで
許 可 条 件	積替え保管を含む 積替え保管の場所：南あわじ市福良丙253 面積：19.2㎡ 最大保管量：60m ³



様式第4号(第5条関係)

許 可 証

住 所 南あわじ市福良丙253番地

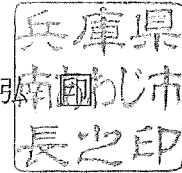
氏 名 鳥取興業株式会社

代表取締役 鳥 取 あ い

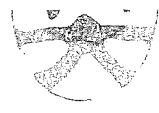
令和2年2月20日付けで申請のあったことについて、南あわじ市廃棄物処理及び清掃に関する条例第15条第2項の規定により、次のとおり許可する。

令和2年4月1日

南あわじ市長 守本 憲弘



許 可 番 号	南あ廃処分第2-3号		
許 可 業 種	一般廃棄物 処分業	事業の範囲	中間処理(圧縮・減容・堆肥化・破碎)
		取扱廃棄物	廃プラスチック・木くず・ガラス陶磁器くず・動植物性残渣・繊維くず
事務所の所在地	南あわじ市福良丙253番地		
事務所の名称	鳥取興業株式会社		
許可の有効期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで		
許 可 条 件	中間処理の場所は、許可証記載の場所に限る。(裏面)		



様式第7号（第7条関係）

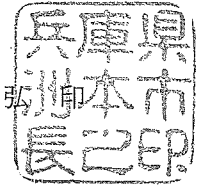
許 可 証

住所（営業所所在地） 南あわじ市福良丙253番地
名称又は代表者氏名 鳥取興業株式会社
代表取締役 鳥取 あい

洲本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第18条の規定による一般廃棄物処理業を下記条件を付し、許可する。

平成31年 4月 1日

洲本市長 竹内 通弘



許 可 番 号	平成31年度 第31-4号
許 可 の 種 類	一般廃棄物処理業（ごみの収集運搬）
業 務 区 域	洲本市内（承認した事業所に限る）
許 可 有 効 期 間	平成31年 4月 1日から 令和 3年 3月31日まで
許 可 条 件	洲本市内の事業系一般廃棄物に限る
遵 守 事 項	別記のとおり

遵 守 事 項

本市において、一般廃棄物処理業として許可を受けた者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び洲本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例等を遵守するとともに、下記事項を留意の上、業務を行うこと。

記

- 1 営業許可の権利は、他人に譲渡できない。
- 2 毎月必ず市長の指示する報告を怠らないこと。
- 3 営業の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、その30日前までに市長に届出なければならない。
- 4 営業を廃止するときは、無条件にて業務を譲ること。
- 5 業務の遂行に当たっては、親切、丁寧を旨とし、汚物の飛散、漏出に特別の注意をはらうこと。
- 6 その他衛生上特に必要があると市長が認めた場合は、その指示に従うこと。

上記各事項その他法令等に違反した場合は、許可を取り消すことがある。

様式第10号（第9条関係）

一般廃棄物収集運搬業許可証

住所 兵庫県南あわじ市福良丙253番地
名称 鳥取興業 株式会社
氏名 代表取締役 鳥取 あい 様

淡路市長 門 康彦



令和元年12月17日付けで申請のあった一般廃棄物収集運搬業許可（更新）について、淡路市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第14条第1項の規定により、許可します。

許可番号	淡生発第2620006号の2	許可年月日	令和2年4月1日
事業所及び事業場の名称及び所在地	鳥取興業 株式会社 兵庫県南あわじ市福良丙253番地		
事業の範囲	一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く） ・事業系及び家庭系一般廃棄物		
許可の期間	令和2年4月1日から令和4年3月31日まで		
処理を行う区域	市内全域		
許可の条件	・事業者と契約した時は、必ず契約書を交わすこと		